

付 議 第 3 号

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則議案

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和 47 年高知県教育委員会規則第 7 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

**高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を
改正する規則**

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「四万十町立十川中学校」を「四万十町立十和中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部
を改正する規則

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
○高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則 昭和47年4月1日教育委員会規則第7号		○高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則 昭和47年4月1日教育委員会規則第7号	
別表第1（第6条関係）		別表第1（第6条関係）	
連携型高等学校名	連携型中学校名	連携型高等学校名	連携型中学校名
略	略	略	略
高知県立四万十高等学校	四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立 <u>十和</u> 中学校 四万十町立昭和中学校	高知県立四万十高等学校	四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立 <u>十川</u> 中学校 四万十町立昭和中学校
略	略	略	略

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する議案説明

1 一部改正の目的

連携型中学校の校名変更に伴い、必要な改正を行う。

2 一部改正の内容

別表第1（第6条関係）中の連携型中学校である「四万十町立十川中学校」を「四万十町立十和中学校」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 75 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成18年四万十町条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「四万十町立十川小学校」を「四万十町立十和小学校」に改める。

別表第 2 中「四万十町立十川中学校」を「四万十町立十和中学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。